

令和6年5月15日

- 担当課：土木部監理課
担当者：課長補佐(総括) 和田 隆司
電話：029-301-4321 県庁内線 4313
- 担当課：総務部人事課 (処分関係)
担当者：課長補佐 坂野 隆一
電話：029-301-2278 県庁内線 2275

鉄道の不正乗車に係る職員の懲戒処分について

この度、土木部の職員が、出張において鉄道に不正乗車した事案が発生し、当該職員に対し本日付けで懲戒処分を行いました。

県民の皆様の県に対する信頼を著しく損ねる行為であり、深くお詫び申し上げます。

今後、二度と同様の事案を起こさぬよう、再発防止策を講じてまいります。

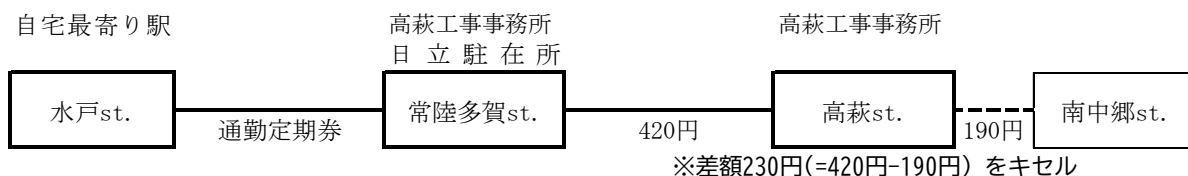
1 事案の概要

(1) 事案を起こした職員

高萩工事事務所 50歳 男性

(2) 概要

- 当該職員が、令和5年11月28日(火)、出張で自宅から用務先の高萩工事事務所に向かうため、JR常磐線を水戸駅から高萩駅まで利用した際に、乗車した常陸多賀駅から高萩駅間の正規料金(420円)を支払わずに、事前に購入した高萩駅から南中郷駅間の切符(190円)を使って降車したところ(所謂キセル乗車)、駅員からの指摘により不正乗車が発覚した(不正金額230円)。不正乗車は、令和5年9月から10回程度行っており、総額は2,300円程度。
 - また、令和5年8月から11月までの間に計6回程度、高萩工事事務所に出張した際、水戸駅から普通列車グリーン車に乗車したにも関わらず、グリーン料金を支払わなかった(1,040円/回、総額6,240円程度)。
- ※ 不正乗車による不正金額合計は8,540円程度



(3) その他

JRから提示された不正乗車損害金(1,347,600円)について、職員は不正乗車発覚日(令和5年11月28日)及び翌日に全額納付している。

2 処分

- (1) 処分内容：減給(1/10)3月
- (2) 処分年月日：令和6年5月15日
- (3) その他

所属職員に対する指導監督が不十分であった責任を問うため、令和5年度の高萩工事事務所の所長、次長に対して「嚴重注意」を行った。

3 今後の対応（再発防止策）

- 本日付で職員の服務規律の確保に係る通知を全部局に発出し、職員の綱紀粛正の徹底を図った。
- 土木部では、各課総括補佐・出先機関次長会議を開催し、職員の法令遵守及び再発防止等について周知徹底するとともに、部内職員に対して機会あるごとに服務規律の徹底に取り組むよう注意喚起していく。